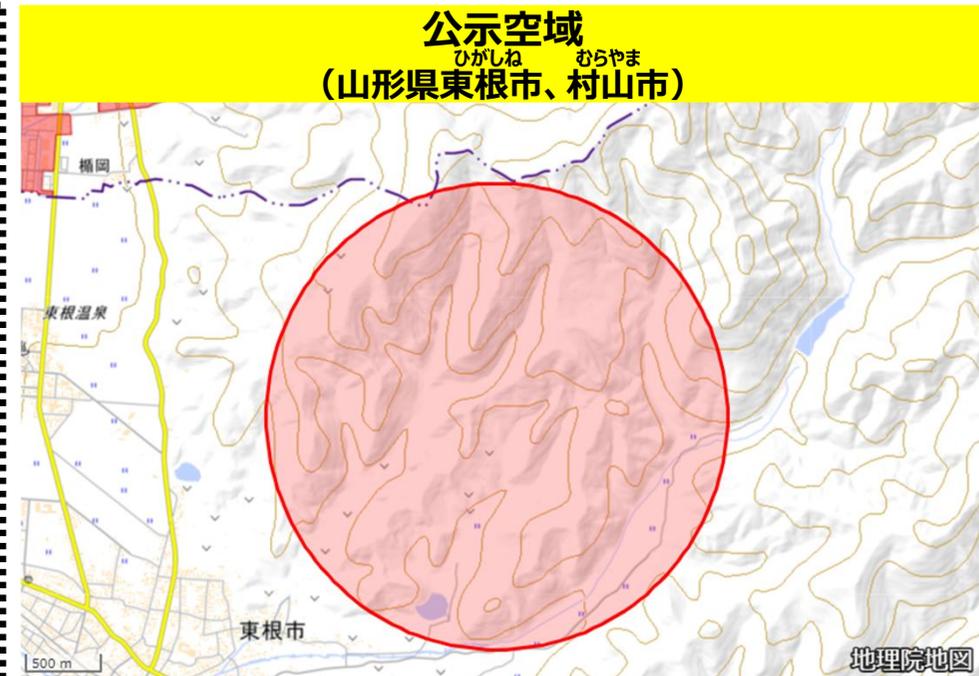


山形県東根市で発生した林野火災について、以下のとおり国土交通大臣による航空法第132条の85による無人航空機の飛行禁止空域の指定を行いました。

なお、航空法第134条の3による航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為（凧、気球等）の許可及び通報についても適用になります。

- 公示日時：令和8年3月25日 0時30分
- 公示管理者：国土交通省航空局
- 公示管理番号：令和7年度緊急用務空域 公示第10号
- 公示本文：次のとおり航空法第132条の85第1項第1号の規定により令和7年度緊急用務空域 公示第10号を指定する。
- A) 関係都道府県：山形県（E項に詳述）
- B) 開始：令和8年3月25日 5時35分
- C) 終了：別途通知するまで
- D) 時間帯：日出 / 日没
- E) 区域：北緯38度27分19秒、東経140度25分33秒を中心とした半径1500mの範囲
ひがしね むらやま
(山形県東根市、村山市)
- F) 下限：地上
- G) 上限：地上から300m



航空法第132条の92の適用を受けて飛行させる場合を除き、当該空域での無人航空機の飛行を原則禁止とします。

なお、今後の状況に応じ、緊急用務空域を指定する期間・範囲・高度を変更する可能性があります。

航空局ホームページ等において、最新の情報を確認してください。